



九条はらまち

「はらまち九条の会」会報 No.361
2021(令和3)年6月14日(月)発行

政府のコロナ対策をどう思いますか？ワクチン接種はどうなりましたか？
東京五輪は開催していいのでしょうか？ 原発汚染水の海洋放出、汚染土の処分は？ 菅義偉政権は国民を大切に考えていると思いますか？



私の好きな憲法の条文は①

会員さんに、「好きな、大事と思われる憲法の条文」をたずねてみました。発表されなくても、皆さんの好きな条文は何条でしょう。

格調高く、無駄のない文章の 前文

Kさん(原町区・女性)

だいぶ昔、日本国憲法の“前文”を読んだ時の感動は、今でもはっきり覚えている。格調高く、きりりとした無駄のない文章。全103条の精髓が込められているものだと思った。

「日本国憲法は…達成することを誓ふ」とある文言の意味の重さ。この憲法前文の根底には、政治のあり方を最終的に決めるのは、私たちひとりひとりにあるのだという覚悟が伝わる。だから、つい背筋がピンとしてしまう。

井上ひさしさんが“憲法くん”に感動

前文

松元ヒロさん(西東京市)

3月に発行された岩波現代文庫『井上ひさしの憲法指南』に、井上ひさしさんの次の言葉があります。

「日本国憲法の【前文】を一字一句そのままパフォーマンスとして読んだのを聞いたことがあります。松元ヒロさんのコント“憲法くん”の中でした。感動しました。やはり【前文】には、よく練られている深い思想を感じました」と。

24年前に井上さんの故郷、山形県川西町で“憲法くん”を演った時に「感動しました！」と楽屋に飛んで来られた日のことを思い出しました。



第9条

志賀勝明さん(相馬市)

父は中国に4年間出征して戦い、苦勞しました。昭和22年に復員できて、知人には戦争で勇ましく戦ったことを言っていたようですが、実は「日本は戦争に負けて本当によかった」としみじみ本心を話していました。

私は70歳を過ぎましたが、徴兵検査も戦争に行くこともなかった。それは戦争を放棄し、戦力を持たないと明記した「第9条」のおかげだと思っています。

今の若者も戦争など全く心配しないで生活し、それが当たり前だと思っていますが、「第9条」に感謝して大事にしてほしいものです。

私の好きな 前文・11条・14条

菅野幾代さん(原町区)

私と憲法との出会いは、戦争を体験した両親との日常生活の中にあっただと思う。

足に銃の貫通創を持つ父は「自分の力で生きられない人間は死ぬしかない」と、ごまかしを許さぬ迫力があつたし、母も「教育を受けさせてもらう程有難いことはない、何事も考えてやる」が口癖でした。

中卒の弟子を数人抱えた家業の場は、平等第一、我が子こそ厳しくの団体生活だった。意見箱が置かれ、家族会議が行われ、言論の自由や差別への反対など戦後民主主義といわれたものは、具体的な日常の問題として日々の生活の中にちりばめられていました。現実との矛盾に手さぐりで向きあい、苦しみ悲しむ両親の姿から「どんな時も、人として事にあたる」という、大きな支えをもらったのだと思っています。

○無作為で十数名の会員さんに「あなたの好きな憲法条文は」とハガキでお願いしました。ご協力ありがとうございました。○さらに次号でも継続します。会員の皆さまからのご寄稿お待ちしております。

私の好きな憲法の条文は②

蔑ろにされている **第13条・児童憲章**

山田俊子さん(原町区)

福島第一原発事故は子どもから、大地、山、川、海で友だちといっ
ぱい遊ぶ子ども時代をうばった。
人生で一度っきりの子ども時代を。

安全な地域で教育を受ける権利もうばわ
れた。被ばくをさける措置を国も県も怠り、
公衆の線量限度として年間1ミリシーベルト
が守られず、20ミリシーベルト以下は被害
なしとして、無用な被ばくをさせ、放射能
被害から子どもを守ろうとしなかった。

子どもの命、人権を守ろうと6年も闘った
子ども脱被ばく裁判で、司法は却下。

国政も行政も司法も“憲法13条(個人の
尊重)”，そして日本国憲法の精神に従い、
すべての児童の幸福をはかるために定めた
“児童憲章”をないがしろにしています。
ですから、“憲法99条(国会議員などの憲
法を尊重し擁護する義務)”違反です。

第11条・13条 Yさん(原町区・男性)

“第11条”「国民は、すべての基本的人
権の享有を妨げられない。侵すことのでき
ない永久の権利」、また“第13条”「すべ
て国民は個人として尊重される」も、大人も
子どもだって個人が大事ということです。

第25条 Sさん(原町区・男性)

NHK TV特集で放映されましたが、第
25条の「健康で文化的な最低限度の生活
を営む権利を有する」は、福島県白河市出
身の鈴木義男の主張で憲法に取り入れられ、
鈴木安蔵とともに福島県民の誇りです。

◆戦争中も戦後も、子どもたちは人として尊
重されませんでした。その反省から終戦6年
後に、日本国憲法の精神を子どもたちに拡大
したのが「児童憲章」で、“母子健康手帳”
にも掲載されています。◆今年は制定70
周年ですが、親の無責任や貧困、原発事
故やコロナ禍の中で、憲章は守られている
でしょうか。◆1971年に旧原町市が発行し
た『憲法』冊子には、憲法と教育基本法、
それに「児童憲章」が掲載されていて、当
時の人々の高い見識に敬服し脱帽です。

今年は**児童憲章** 制定から70年

“母子健康手帳”にも掲載

涙が出そうな感動の12条です

児童憲章 (昭和26年5月5日制定)

われらは日本国憲法の精神にしたがい、児童
に対する正しい観念を確立し、すべての児童の
幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

一、すべての児童は、心身ともに健やかにうま
れ、育てられ、その生活を保障される。

二、すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知
識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれな
い児童には、これにかわる環境が与えられる。

三、すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が
与えられ、また、疾病と災害からまもられる。

四、すべての児童は、個性と能力に応じて教育さ
れ、社会の一員としての責任を自主的に果たす
ように、みちびかれる。

五、すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を
尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情が
つちかわれる。

六、すべての児童は、就学の道を確保され、また
十分に整った教育の施設を用意せられる。

七、すべての児童は、職業指導を受ける機会が与
えられる。

八、すべての児童は、その労働において、心身の
発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われ
ず、また、児童としての生活がさまたげられな
いように、十分に保護される。

九、すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意
され、悪い環境からまもられる。

十、すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不
当な取り扱いからまもられる。

あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。

十一、すべての児童は、身体が不自由な場合、ま
たは、精神の機能が不十分な場合、または、精
神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育
と保護が与えられる。

十二、すべての児童は、愛とまことによって結ば
れ、よい国民として人類の平和と文化に貢献す
るよう、みちびかれる。

大人は子どもだったことを忘れていきます！